

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 1 号

平成 2 6 年 (2014 年) 1 2 月 1 8 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

健康福祉部

高齢障害課、社会福祉課、こども福祉課、日の出保育園、下津保育園、厚陽保育園、津布田保育園、出合保育園、国保年金課及び健康増進課

#### 3 監査の期間

平成 26 年 10 月 20 日から平成 26 年 12 月 15 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 行政財産管理（福祉センター）について

ア 使用料の算定方法に不適切なものがある。

イ 使用許可申請に伴う事務処理に一部不適切なものがある。

- ウ 減免措置に伴う事務処理に不適切なものがある。
  - エ 使用許可に伴う事務処理に不適切なものがある。
  - オ 使用料徴収に伴う事務処理に不適切なものがある。
- 以上、関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[社会福祉課]